

## 不動産相続登記の義務化について

令和6年4月1日より不動産の相続登記が義務化されています。また、令和8年4月1日より不動産所有者の住所等変更登記も義務化されました。

大須賀法務合同事務所より講師として司法書士を招いて、組合員の皆様に講習会を開催します。事前予約制となるため、必ず予約の上、ご参加ください。

**日 時** 令和8年6月17日(水) 14時より (1時間30分程度)

**場 所** JA豊橋本店1階 (第1～第4研修室)

**定 員** 60名

**内 容**

- ・相続登記の義務化について
- ・住所等変更登記の義務化について
- ・その他 (遺言書について)

**予約受付** 資産相談課 ☎0532-25-7055

※上記が繋がらない場合は、☎0532-25-9537  
(平日・土曜日 8時30分～17時30分)

**予約期間** 令和8年6月12日(金)まで

※予約期間中でも定員になり次第受付終了

